障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

自立生活援助　運営規程例　**【令和７年１月改訂】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（自立生活援助）運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の自立生活援助（以下「指定自立生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定自立生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定自立生活援助の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、利用者の意向、適正、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。  ２　指定自立生活援助の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。  ３　指定自立生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。  ３　前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和６年条例第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定自立生活援助を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　指定自立生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名（常勤職員）  管理者は、職員の管理、指定自立生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定自立生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）  サービス管理責任者は、次の業務を行う。  （ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。  （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定自立生活援助以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成すること。  （ウ）自立生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した自立生活援助計画を記載した書面を利用者及び指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付すること。  （エ）自立生活援助計画作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも○月に△回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画を変更すること。  （オ）利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  （カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  （キ）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （３）地域生活支援員　○名以上  地域生活支援員は、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応その他の必要な支援を行う。  （営業日及び営業時間等）  第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  （指定自立生活援助を提供する主たる対象者）  第６条　事業所において指定自立生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （指定自立生活援助の内容及び提供方法）  第７条　事業所で行う指定自立生活援助の内容は、次のとおりとする。  （１）自立生活援助計画の作成  （２）おおむね週に１回以上の利用者の居宅への訪問による、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握、及び必要な情報の提供・助言・相談、並びに指定障害福祉サービス事業者等・医療機関等との連絡調整その他の地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助  （３）利用者からの通報があった場合の、当該利用者の居宅への速やかな訪問等による状況把握  （４）前号の状況把握を踏まえた、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置  （５）利用者の心身の状況及び障害の特性に応じた、適切な方法による利用者との常時の連絡体制の確保  （利用者から受領する費用の額等）  第８条　指定自立生活援助を提供した際には、利用者から指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第３項第1号の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。  ３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。  （１）第10条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費（特別地域加算に該当する地域で行う場合を除く。）  （ア）公共交通機関等を利用した場合は、その実費  （イ）事業者の自動車を使用した場合は、次の額  　　　　① 通常の事業の実施地域を越えた地点から○○キロメートル未満　１回（片道）につき○○円  　 　② 通常の事業の実施地域を越えた地点から○○キロメートル以  　　　　　上 １回（片道）につき○○円  （２）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費  ４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。  （サービス利用に当たっての留意事項）  第９条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。  （１）○○○こと。  （２）○○○こと。  （３）○○○こと。  （通常の事業の実施地域）  第１０条　通常の事業の実施地域は、盛岡市、○○市、××市及び△△市の全域とする。  （緊急時及び事故発生時等における対応方法）  第１１条　現に指定自立生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定自立生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ４　指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （苦情解決）  第１２条　提供した指定自立生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。  ２　提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第48条第１項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１３条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。  （虐待防止のための措置に関する事項）  第１４条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施  （５）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （感染症の発生・まん延防止のための対策）  第１５条　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備  （３）従業者に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施  （業務継続計画の作成）  第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。    （その他運営に関する重要事項）  第１８条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ４　事業所は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から５年間保存するものとする。  ５　事業所は、指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月１日から施行する。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※「岩手県盛岡市…」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。  　（例）三丁目　〇  　　　　３丁目　×  ※「（常勤職員）」⇒管理者がサービス管理責任者を兼務する場合は、「（常勤職員･サービス管理責任者兼務）」等と記載する。  ※「（常勤職員…）」⇒サービス管理責任者が管理者を兼務する場合は、「（常勤職員〇名・うち１名管理者兼務）」等と記載する。  ※計画の見直しは、少なくとも３月に１回以上必要。  ※「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を記載する。  ※日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。  ※左記事例は一例であり、運営規程の作成にあたっては、実際に提供する就労定着支援の内容について記載する。  ※当項については実際に提供する就労定着支援の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。  ※通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等においてサービスを行う場合、利用者等から、従業者の通常の事業の実施地域を越えての移動に要する実費（燃料費等）の支払を受けることができる。（特別地域加算に該当する地域で行う場合を除く。）  ※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容等（例えば、外出の際の「許可」等）については、規定することはできない。）  ※通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。  ※左記の他に行うものがあればそれも記載する。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※新規のときは指定年月日。  ※事業開始以降、運営規程を変更する場合は、規程変更の施行日を定める附則を順次追記する。（上書きしない。） |